第七章　［略］

（商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第九十二条　法（第八章の二に限る。）又はこの命令の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が主務大臣等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第六十条の四第二項に規定する書類又はこの命令の規定により申請書若しくは届出書に添付して主務大臣等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを主務大臣等に提出することができる。

3　商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも主務大臣等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、主務大臣等に提出することを要しない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十三条　［略］

別表第一（第八十三条第一項第三号ハ関係）

［略］

別表第二（第八十九条の九第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名	一　新商号等	法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
	二　旧商号等	
	三　変更年月日	
日本における代理人の商号等の変更（商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　新商号等	日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面
	二　旧商号等	
	三　変更年月日	
日本における代理人の変更（商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　変更前の日本における代理人の商号等	一　理由書
	二　変更後の日本における代理人の商号等	二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代
	三　変更年月日	

第六章　［同上］

［条を加える。］

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十二条　［同上］

別表（第八十三条第一項第三号ハ関係）　［同上］

［別表を加える。］